

群馬県個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条―第二条）
第二章 知事が保有する個人情報の保護（第三条―第二十五条）
第三章 補則（第二十六条）
第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年群馬県条例第七十六号。以下「条例」という。）の施行に関し知事が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

（地方公共団体の長が指定する施設）

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五〇七号。以下「令」という。）第十六条第二号に規定する地方公共団体の長が指定する施設は、群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和三年群馬県規則第八十五号）第三条各号に掲げる機関とする。

第二章 知事が保有する個人情報の保護

（個人情報ファイル簿）

第三条 法第七十五条第一項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第一号）によるものとする。

（個人情報保有事務登録簿）

第四条 条例第三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報保有事務の名称
- 二 保有個人情報の利用目的
- 三 個人情報保有事務の区分
- 四 登録所管課室所名
- 五 個人情報保有事務の登録年月日及び変更年月日
- 六 個人情報保有課室所名
- 七 保有個人情報の対象者の範囲
- 八 保有個人情報の記録項目
- 九 保有個人情報の取得先
- 十 保有個人情報の経常的提供先
- 十一 保有個人情報記録されている主な公文書の名称
- 十二 個人情報ファイル簿の名称

2 特定個人情報に係る個人情報保有事務登録簿については、前項各号に掲げるもの

のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 特定個人情報保有事務（特定個人情報を保有する事務をいう。以下同じ。）の名称
- 二 特定個人情報が記録されているファイルの名称
- 三 登録所管課室所名
- 四 特定個人情報保有事務の登録年月日及び変更年月日
- 五 特定個人情報保有課室所名
- 六 本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- 七 特定個人情報ファイルの記録項目
- 八 特定個人情報の利用目的
- 九 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報の収集状況
- 十 特定個人情報の経常的な提供先（当該県の機関を除く。）
- 十一 特定個人情報の保有方法
- 十二 特定個人情報保有事務の委託又は指定管理者による管理の有無
- 十三 特定個人情報が記録されている主な公文書の名称
- 3 個人情報保有事務登録簿は、保有個人情報（特定個人情報に係るものを除く。）に係るものにあつては別記様式第二号により、特定個人情報に係るものにあつては別記様式第二号及び別記様式第三号により作成するものとする。

（個人情報開示請求書）

第五条 法第七十七条第一項の書面は、個人情報開示請求書（別記様式第四号）によるものとする。

2 条例第四条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 開示請求をする者の連絡先
- 三 法第八十七条第一項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法
- 四 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名等

（保有個人情報開示決定通知書等）

第六条 法第八十二条第一項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- 一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第五号）
- 二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記様式第六号）

2 同条第二項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第七号）によるものとする。

（開示決定等の期間の延長）

第七条 条例第五条第二項の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記様式第八号）によるものとする。

2 条例第六条の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報開示請求）（別記様式第九号）によるものとする。

（事案移送通知書）

第八条 法第八十五条第一項における他の行政機関の長等への事案の移送は、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書（別記様式第十号）により行うものとする。

2 同項の開示請求者への通知に係る書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送通知書（別記様式第十一号）によるものとする。

（第三者保護に関する手続）

第九条 知事は、法第八十六条第一項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第八十六条第一項適用）（別記様式第十二号）により行うものとする。

2 法第八十六条第一項及び第二項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（別記様式第十三号）によるものとする。

3 知事は、法第八十六条第二項の規定による通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第八十六条第二項適用）（別記様式第十四号）により行うものとする。

4 法第八十六条第三項の書面は、保有個人情報を開示決定した旨の通知書（別記様式第十五号）によるものとする。

（文書等の写しの交付方法）

第十条 法第八十七条第一項の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第三号に掲げる方法については、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

一 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付

二 当該文書等を乾式の複写機によりA三判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付

三 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

（電磁的記録の開示方法）

第十一条 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の表の上欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める方法によるものとする。ただし、電磁的記録媒体への複写については、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。

電磁的記録の種類

開示の実施の方法

一 録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取
	光ディスクに複写したものの交付
二 ビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴
	光ディスクに複写したものの交付
三 一及び二に掲げるもの以外の電磁的記録	A三判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付
	専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
	光ディスクに複写したものの交付（当該方法による開示の実施をすることができない特性を有するものを除く。）

（閲覧の制限等）

第十二条 知事は、保有個人情報記録が記録されている文書の閲覧又は視聴をする者が当該文書又はその内容を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

2 保有個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る保有個人情報が記録されている文書の写し等を交付するときの交付部数は、当該文書一件につき一部とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第十三条 法第八十七条第三項の規定に基づく申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第十六号）によるものとする。

（費用負担に係る額）

第十四条 条例第七条第一項の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に並び、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分		費用の額
1 乾式の複写機による写しの交付（A3判以下の大きさに限り、5の項に該当する場合を除く。）	白黒複写1枚につき	10円
	カラー複写1枚につき	

2	用紙に出力したものの交付（A3判以下の大きさに限り、5の項に該当する場合を除く。）	白黒出力1枚につき 10円	き50円
		カラー複写1枚につき 50円	
3	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（5の項に該当する場合を除く。）	文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき100円
		その他の場合	1枚につき100円
4	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（5の項に該当する場合を除く。）	文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき120円
		その他の場合	1枚につき120円
5	その他公文書の性質に応じて複写について特別な対応を必要とする場合における当該複写したものの聴取、視聴、閲覧又は交付	当該複写したものの作成に要する費用に相当する額	
備考			
1	用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。		
2	写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。		

2 前項に規定する費用は、前納とする。
（送付に要する費用の納付方法）

第十五条 令第二十八条第四項の規則で定める方法は、現金又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書をもってしなければならない。ただし、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と開示請求者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求をした場合は、原則として当該電子処理組織を使用して納付するものとする。

（保有特定個人情報の開示に係る費用負担の減免）

第十六条 条例第七条第二項の規定により、保有特定個人情報の開示を受ける者に経済的困難その他特別の事情があると認めるときは、開示請求一件につき二千円を限度として、開示に係る費用を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者は、法第八十二条第一項の規定による通知を受け取った後、遅滞なく当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した保有特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）申請書（別記様式十七号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第一項の規定による費用の減額又は免除の承認又は不承認の通知は、それぞれ保有特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）承認通知書（別記様式第十八号）又は保有特定個人情報の開示に係る費用の減額（免除）不承認通知書（別記様式第十九号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正請求書）
第十七条 法第九十一条第一項の書面は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第二十二号）によるものとする。

2 条例第八条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 訂正請求をする者の連絡先

三 法定代理人又は本人の委任による代理人が訂正請求をする場合にあつては、本人の氏名等

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第十八条 法第九十三条第一項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第二十一号）によるものとする。

2 同条第二項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第二十二号）によるものとする。

（訂正決定等の期間の延長）

第十九条 法第九十四条第二項の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報訂正請求）（別記様式第二十三号）によるものとする。

2 法第九十五条の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報訂正請求）（別記様式第二十四号）によるものとする。

（事案移送通知書）

第二十条 法第九十六条第一項における他の行政機関の長への事案の移送は、保有個人情報訂正請求に係る事案移送書（別記様式第二十五号）により行うものとする。

2 同項の書面は、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書（別記様式第二十六号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第二十一条 法第九十七条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記様式第二十七号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第二十二条 法第九十九条の書面は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第二十八号）によるものとする。

2 条例第九条の県の機関等が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 利用停止請求をする者の連絡先

三 法定代理人又は本人の委任による代理人が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名等

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第二十三条 法第一条第一項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第二十九号）によるものとする。

2 同条第二項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第三十号）によるものとする。

（利用停止決定等の期間の延長）

第二十四条 法第二条第二項の書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（別記様式第三十一号）によるものとする。

2 法第三条の書面は、決定期間特例延長通知書（保有個人情報利用停止請求）（別記様式第三十二号）によるものとする。

（諮問をした旨の通知）

第二十五条 法第五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、群馬県個人情報保護審議会諮問通知書（別記様式第三十三号）によるものとする。

第三章 補則

（運用状況の公表）

第二十六条 知事は、毎年一回県の機関における法の運用状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（群馬県個人情報保護条例施行規則の廃止）

第二条 群馬県個人情報保護条例施行規則（平成十二年群馬県規則第一四〇号）は、廃止する。

（開示請求等の手続に関する経過措置）

第三条 前条の規定の施行の日前に次に掲げる請求がされた場合における群馬県個人情報保護条例（平成十二年群馬県条例第八十五号。以下「旧条例」という。）に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

一 旧条例第十二条の開示請求

二 旧条例第二十二条の訂正請求

三 旧条例第二十五条の五の利用停止請求